

大分県報

令和六年
号外（八七）
十二月二十七日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正……………一
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………一

告示

大分県資源管理方針の一部改正……………一
知事管理漁獲可能量の設定……………三

選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会規程の一部改正……………三
選挙管理委員会の委員等の住所及び氏名……………四
選挙管理委員会の委員長の住所及び氏名……………四
選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定……………四

○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年12月27日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

大分県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分中央警察署の部の南大分交番の項中「城南西2丁目」の次に「、深河内1丁目、深河内2丁目、深河内3丁目」を加え、同表の大分南警察署の部の植田交番の項中「上宗方南3丁目」の次に「、宗方台北、宗方台東、宗方台西」を加え、同表の別府警察署

の部の山の手交番の項中「別府市大字別府」を「別府市南莊園町」に改め、「莊園北町」の次に「、南立石板地町、南莊園町、鶴見園町」を加え、同部の鉄輪交番の項中「石垣西10丁目」の次に「、春木町、南須賀町、朝日ヶ丘町、小倉町」を加える。

附 則

この規則は、令和7年1月11日から施行する。

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年12月27日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

大分県公安委員会規則第13号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の警備業法（昭和47年法律第117号）に規定する事務の部に次のように加える。

第51条

医師の指定

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

大分県告示第五百八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和六年十二月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第一の一中「令和三年」を「令和四年」に、「二万九千トン」を「二万九千トン」に、「八十九億円」を「八十七億円」に改める。

第八中「別紙一―六 まさば及びびごまさば太平洋系群」を「別紙一―八 かたぐちいわし瀬戸内海系群」に、「いわし類（かたぐちいわし、うるめいわし）」を「うるめいわし」に改める。

別紙一―六の次に次のように加える。

（別紙一―七）

第一 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第二及び第三において同じ。）（ステップアップ管理対象資源）

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「かたくちいわし（太平洋系群）漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。

第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分に配分する。

第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

(2) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

漁業の種類

漁獲努力量（単位：船舶の隻数）

かたくちいわし（太平洋系群）漁業

三、四二〇

第五 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の本則第一の二(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙一―八）

第一 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第二及び第三において同じ。）（ステップアップ管理対象資源）

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。

第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業区分に配分する。

第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

(2) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

<p>漁業の種類</p> <p>かたくちいわし(瀬戸内海系群) 漁業</p>	<p>漁獲努力量(単位:船舶の隻数)</p> <p>二、〇五五</p>	<p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準</p> <p>第三 かたくちいわし太平洋系群</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p>
<p>第五 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針(令和二年農林水産省告示第九百八十二号)の本則第一の二(5)に定めるステップアップ管理を行う。</p> <p>別紙三十七の第一中「いわし類(かたくちいわし、うるめいわし)」を「うるめいわし」に改める。</p>	<p>知事管理区分</p> <p>大分県かたくちいわし(太平洋系群) 漁業区</p> <p>九二、〇〇〇トンの内数</p>	<p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 九二、〇〇〇トンの内数</p> <p>第四 かたくちいわし瀬戸内海系群</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p>
<p>大分県告示第五百八十五号</p> <p>漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十六条第一項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和七管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。</p> <p>令和六年十二月二十七日</p>	<p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>知事管理区分</p> <p>大分県かたくちいわし(瀬戸内海系群) 漁業</p> <p>四八、〇〇〇トンの内数</p>	<p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 四八、〇〇〇トンの内数</p>
<p>まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和七管理年度(令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。)における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まあじ</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p>	<p>知事管理区分</p> <p>知事管理漁獲可能量</p> <p>現行水準</p>	<p>大分県選挙管理委員会告示第六十号</p> <p>大分県選挙管理委員会規程(昭和三十九年大分県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和六年十二月二十七日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之</p>
<p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準</p> <p>第二 まいわし太平洋系群</p> <p>法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p>	<p>知事管理区分</p> <p>知事管理漁獲可能量</p> <p>現行水準</p>	<p>第五 後段を削り、同条に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。</p> <p>第五条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項の規定は、委員長が選挙されたとき、又は委員に欠員を生じ、若しくは委員の欠員を補充したときについて準用する。</p>
<p>大分県まいわし漁業区分</p>	<p>知事管理区分</p> <p>知事管理漁獲可能量</p> <p>現行水準</p>	<p>附 則</p>

令和六年十二月二十七日

大分県報号外(告示・選管委告示)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の第五条の規定は、同日以後に行う告示について適用する。

大分県選挙管理委員会告示第六十一号

任期満了に伴い選挙された大分県選挙管理委員及び補充員の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和六年十二月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長

千野博之

一委員

住所

氏名

大分市

角山光邦

大分市

山本章子

大分市

千野博之

大分市

川田菜穂子

二補充員

住所

氏名

大分市

原口祥彦

大分市

岡田雄

別府市

須藤智徳

佐伯市

大畠美津子

大分県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第一項の規定による選挙の結果、委員長に就任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和六年十二月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長

千野博之

住所

氏名

大分市

千野博之

大分県選挙管理委員会告示第六十三号

次の者を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第三項の規定により、大分県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和六年十二月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長

千野博之

大分県選挙管理委員会

委員 山本章子